

『おいらせ町自治基本条例の施行に関する取扱要領』の改正案

変更修正や検討箇所を抜粋のうえ、下線で表示しています。

平成21年3月31日

訓令第9号

意見…「訓令」はそぐわないのではないか。「規則」としては。

→ 取扱要領については内部規定にあたるため、統一的に規則ではなく訓令としています。

意見…「協働」についての定義は盛り込まれないのか。

→ 「協働」については条例第2条で定義されていることから、要領上での再定義は行いません。

(情報の公表)

第3条 町は、町民の参加及び協働を進めるために、次に掲げる情報については、これを公表しなければならない。ただし、(2)、(4)、(5)、(6)については、必要に応じて若しくは請求された場合に公表するものとする。

- (1) 町の総合計画及び重要な基本計画
- (2) 町の主要な施策及び事業の進捗状況
- (3) 財政計画並びに予算及び決算に関する情報
- (4) 行政評価に関する情報
- (5) 監査委員の監査結果
- (6) 附属機関、懇談会等からの答申、報告、提言等

~~2 町は、前項各号に掲げる情報のうち、決定過程にあるものについても随時公表に努めるものとする。~~

意見 … 必要な分のみを公表するようには。2項は不要では。

→ 意見のとおり修正しました。

(情報の提供)

第4条 町は、次に掲げる情報については、町民への情報提供に特に努めるものとする。ただし、(2)、(3)、(6)については、必要に応じて若しくは請求された場合に提供に努めるものとする。

- (1) 環境、保健衛生、防災等町民生活の安全と密接な関係がある情報
- (2) 町民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する情報
- (3) 統計に関する情報
- (4) 行事に関する情報
- (5) 町民生活への影響及び緊急性のある情報
- (6) その他自治の推進に資する情報

意見 … 必要な分のみを公表するようには。

→ 意見のとおり修正しました。

(公表・提供する情報内容の充実)

第6条 町は、町民に公表又は提供する情報を作成する際は、正確で分かりやすい表現を用いるとともに、図表、グラフを用いるなど町民の視点に立って情報を作成するよう努めるものとする。

- 2 町は、町民に最新の情報を公表又は提供していくため、情報の発生の都度速やかにこれを更新するよう努めるものとする。

意見 … 条項は必要だが、職員の資料作成の時間を費用対効果で考えてはどうか。

→ 少し制限を緩くしました。

(意見等に対する応答責任)

第9条 町は、次に掲げる手段により寄せられた、町民からの意見に対しては、原則として意見を受けた日から30日以内に、書面をもって簡潔に応答しなければならない。ただし、氏名、連絡先の不明なものについては、応答しなくてもよいものとする。

- (1) はがき、ファックス又はEメールによる意見
- (2) パブリックコメントに寄せられた意見
- (3) その他書面をもって所管部署に寄せられた意見

- 2 寄せられた意見については、結果の公表をもって代えることができるものとする。

意見 … 応答は、簡潔をもって旨とする。

→ 簡潔であることを明示しました。

(パブリックコメント等の実施)

第19条 基本的な政策等の策定にあたっては、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受け、町民から提出された意見の概要及び町民から提出された意見に対する町の考え方等を公表する一連の手続（以下「パブリックコメント等」という。）を実施することができるものとする。

2 町は、パブリックコメント等の実施に際し、あらかじめ次に掲げる事項を明記した要項等を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 件名
- (2) 目的
- (3) 事業内容又は事業説明
- (4) 資料内容及び公表方法等
- (5) 対象者
- (6) 意見募集期間
- (7) 意見の提出方法及び提出先
- (8) 意見の取扱い及び応答方法
- (9) その他必要な事項

意見 … 「実施するもの」を「実施することができるもの」としては。

→ 意見のとおり修正しました。

(政策等の案の公表等)

第20条 町は、パブリックコメント等の実施に際し、政策等の案を第5条第3項の規定において公表しなければならない。

2 町は、前項の規定により政策等の案を公表するときには、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した考え方及び論点
- (3) 町民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料

意見 … (1) (2) は良いが、(3) は不要では。

→ 意見のとおり修正しました。

(意見等の提出)

第22条 町は、前条の告知の日から1ヶ月以上の期間を設けて、政策案等についての意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 持参(代理人によるものを含む。)

(2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他町が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民は、原則として住所、氏名等を明らかにするものとする。

意見 … 「原則として」は不要では。

→ 意見のとおり修正しました。

(評価への参加)

第25条 町は、行政評価を行う際には、参加制度を用いて、可能な限り町民を評価に参加させなければならない。るよう努めるものとする。

事務局 … 字句を整理し、条例第30条の内容と整合性がとれるようにしました。